

2025年6月27日

厚生労働大臣 福 岡 資 麿 殿

いのちのとりで裁判全国アクション

共同代表 尾藤廣喜(弁護士)、井上英夫(金沢大学名誉教授)、木下秀雄(大阪市立大学名誉教授)、藤井克徳(NPO 法人日本障害者協議会代表)、吉田松雄(全国生活と健康を守る会連合会会長)、雨宮処凛(作家)、稲葉剛(住まいと貧困に取り組むネットワーク世話人)
生活保護基準引下げに NO！全国争訟ネット(全国弁護士団)
共同代表 尾藤廣喜(弁護士)、竹下義樹(弁護士)

要 請 書

最高裁判所第三小法廷は、本日、2013 年からの史上最大の生活保護基準引下げ(以下「本件引下げ」)の違法性を問う「いのちのとりで裁判」について、本件引下げの違法性を明確に認める原告勝訴の判決を言い渡しました。

本件引下げから 10 年以上が経過し、一時1000名を超えた原告らのうち2割を超える232名が既に亡くなっています。高齢者や障がい・傷病者が多い生活保護利用者の早期解決の願いは切実であり、国は、最高裁判決を真摯に受け止め、早期全面解決に向けた真剣な努力を行うべきです。

そこで、私たちは、国に対し、以下の諸事項を要請するとともに、その実現に向けて、基本合意書の締結と継続協議の場の設置を求めるものです。

第1 被害の回復

- 1 すべての生活保護利用者に対する真摯な謝罪
- 2 2013年改定前基準との差額保護費の遡及支給
- 3 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復

第2 再発防止

- 1 検証員会の設置による 2013 年改定に至る事実経過と原因の調査・解明
- 2 生活保護基準改定方法の適正化
 - ア 生活保護法8条 2 項所定の事項の遵守
 - イ 基準部会の検証を経ることをルール化
 - ウ 基準部会委員に当事者・弁護士・支援者を入れる
 - エ 違法な基準改定を裁判で擁護した基準部会委員を再任しない
 - オ 新たな検証手法による生活扶助基準の大幅引上げ
 - カ 夏季加算の創設など生活実態に合った保護費の支給
- 3 権利性の明確な「生活保障法」の制定

第1 被害を回復すること

- 1 国は、2013 年改定について、原告及びすべての生活保護利用者に対し、真摯に謝罪すること
- 2 原告及びすべての生活保護利用者に対し、2013年改定前基準額に2014 年度の消費増税に伴う増額調整をした基準額表に是正し、未払いの差額保護費を遡及して支給すること
- 3 ナショナル・ミニマムである生活扶助基準と連動する諸制度(住民税非課税基準、就学援助など国が認めただけでも 47 制度)への影響を調査し、その被害回復を図ること

第2 再発防止策を講じること

- 1 再発防止のため、原告・弁護士・全国アクション代表等を委員に含む検証委員会を設置し、異例尽くしの 2013 年改定が行われるに至った具体的な事実経過と原因等について、徹底的な調査及び検証を実施すること。
- 2 生活保護基準改定方法を適正化すること
 - ア 生活保護法8条 2 項に則り、「要保護者の年齢別等々の必要な事情」を考慮して「健康で文化的な最低限度の生活の需要」を定めること
 - イ 生活保護基準の改定にあたっては、改定内容の全体にわたり基準部会等の検証を経ることをルール化すること
 - ウ 基準部会委員に当事者・弁護士・支援者を入れること
 - エ 違法な基準改定を裁判で擁護した基準部会委員を再任しないこと
 - オ 2027 年度の基準改定にあたっては、低所得層(第 1・十分位)との比較によらない、最低生活に必要な需要を積み上げる方式による新たな検証手法により、生活扶助基準を大幅に引上げること
 - カ 夏季加算を創設するなど生活保護利用者の生活実態に合った保護費を支給すること
- 3 以下の内実をもつ権利性の明確な「生活保障法」を制定すること
 - ア 法律の名称を「生活保障法」とし用語も置き換えて権利性を明確にすること
 - イ 国と実施機関の周知・広報、教示・助言義務を法定し、捕捉率の調査・向上義務を明記すること
 - ウ 外国人を含めた日本に在留するすべての人が生活保障法の適用対象となることを明記すること
 - エ 「健康で文化的な生活」水準を保障するため、生活保障基準の改定は、①国会が、利用当事者の意見を反映させた専門的知見を有する審議会の検証結果を踏まえ、統計等の客観的数値等との合理的関連性について再検証可能な方法により行うこと、② 周囲との交流、文化的生活への参加、子ども・青少年の成長発達に必要な費用を保障すること、及びこうした需要をも充足する新たな検証手法によることを明記すること。
 - オ 住宅、教育、医療、生業の各扶助について 1.3 倍基準での単給を認めること
 - カ ケースワーカーの増員と専門性確保を法定すること

以 上